

任意継続被保険者資格取得申請について

「任意継続被保険者制度」とは、退職された方が再就職するまでの期間を保護するために作られた制度です。そのため、加入期間や加入要件が限定されています。

※平成 22 年 4 月から倒産・解雇などにより離職された方（雇用保険の特定受給資格者）及び雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）に対して国民健康保険料を軽減する制度が創設されました。該当される方はお住まいの市区町村へお問い合わせの上、加入をご検討ください。

1. 任意継続被保険者資格取得の要件

資格喪失日の前日まで、継続して2ヵ月以上被保険者期間があること。

（被保険者期間には、任意継続被保険者期間は含まれません）

2. 任意継続被保険者の加入期間

退職した日の翌日(資格喪失日)から2年間。

注：再就職以外の事由（国民健康保険への切替えやご家族の被扶養者になる等）では任意継続の中止はできませんので、趣旨を充分ご理解の上、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

3. 申請手続きと必要書類

1.退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内(必着)に申請書を当健康保険組合に直接郵送にてお送りください。(FAX不可) なお、退職日以前に申請書をお預かりすることは出来ません。

※注：申請書提出後に、旅行等で長い間お留守にされる場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2.扶養家族を申請する場合に必要な書類は以下のとおりですが、必要に応じ追加で書類をご提出いただく場合がございます。なお、必要書類が不足していた場合すべてご提出いただいてから保険証発行となります。

尚、新たに扶養家族として申請される場合は健康保険組合までお問い合わせください。

◆配偶者：*課税・非課税証明書(直近分)

*確定申告をしている場合は、確定申告書類一式写し(直近分)

*年金裁定・改定通知書写し(直近分) ※年金受給者のみ提出要。

金額に関わらず、受給されている年金すべての通知書をご提出ください。

(国民年金、厚生年金、企業年金等)

通知書を紛失された場合は、再発行していただきご提出ください。

◆子(高校生以上)：*在学証明書(申請年度分)

【浪人生等については、健康保険組合にお問合せください】

◆各種年金恩給受給者：【特別認定の対象となるため、健康保険組合にお問合せください】

◆身体障害者：障害者手帳・直近の障害年金支払通知書(いずれも写し)、診断書など

4. 保険料の支払方法について

1.申請書下段に、保険料支払方法の選択欄があります。

2.支払方法は、前納払い(年1回)・半年払い(年2回)・毎月払いの3つがあります。

以下の①～③を確認のうえ、支払方法をお選びください。

なお、お選びいただいた支払方法は原則として2年間継続となります。

途中変更は出来ませんのでご注意ください。

①前納払い：保険料の割引が適用になります。(年4%[複利現価法] 1年分の保険料をまとめてお振込いただく方法です。保険料の払い忘れによる資格喪失がありませんので、ご安心いただけます。
②半年払い：保険料の割引が適用になります。(年4%[複利現価法]) 半年ごとに保険料をお振込いただく方法です。
③毎月払い：保険料の割引は適用になりません。毎月10日(土日・祝日の場合は翌営業日)までに保険料をお振込いただく方法です。

※ **初回保険料については割引が適用されません。**

※ **保険料納付の督促は行いませんので、振込忘れのないよう十分ご注意ください。**

5. **納付書の送付について**

申請の際に選択いただいた支払方法に基づき、保険料納付書をお送りいたします。支払期日を確認して、同封のゆうちょ銀行専用の払込取扱票でお振込みください。(どの支払方法をご選択頂いた場合でも初回保険料のみ割引が適用されないため、初回分と初回以後の保険料納付書は別々の用紙となります。ご注意ください。)

* ゆうちょ銀行以外の金融機関からお振込みの場合は、各金融機関所定の用紙又はATMにて納付書に記載してある当健保ゆうちょ銀行口座にお振込みください。

6. **初回保険料について**

初回とは、資格喪失した月(退職日の翌日が属する月)のことです。例えば退職日が10月30日の場合、資格喪失日は10月31日、資格喪失月は10月です。任意継続の加入日は10月31日で、初回分保険料は10月分となり、たとえ1日だけであっても1ヵ月分の保険料を自己負担します。

※ 注：毎月の給与から引き去られている保険料は前月分です。したがって、上記例の場合、退職月(10月)に給与から引き去られている保険料は前月分(9月分)です。**任意継続の初回分と二重払いにはなりません。**

7. **保険料の納入期限について**

初回分保険料の納入期限については、当健康保険組合で指定させていただきます。**保険料の支払いが遅れた場合について**

初回保険料はもちろん、毎月の保険料も**正当な理由以外で入金**が支払期日より**1日でも遅れた場合には**、任意継続被保険者としての資格は法の定めにより、自動的に喪失いたします。

正当な理由とは、天変地異、郵便局(ゆうちょ銀行)のストライキ等が該当します。

※ **資格の復活はできませんので、ご注意ください。**

8. **保険証の発行について**

初回分健康保険料のお振込みが確認できましたら保険証をお作りし、ご自宅宛宅配便で発送いたします。(保険料のご入金確認に2~4日程度お時間を頂戴しております)

ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問合せください。

ジェイティービー健康保険組合

担当：鈴木

Tel. : 03-5796-5903

E-mail : h_suzuki244@jtb.com